8/6（木）の発表

報道発表資料の配付日時　8月6日（木）　10時00分

発表項目（行事名）	食中毒警報の発令について		
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）	発表者	
		発表場所	
概要	本日、宗谷総合振興局保健環境部(稚内保健所)は今年度第　7　号となる食中毒警報を発令した。 1　発令日時　　令和8年(2026年)　8 月　6 日 午前10 時 2　発令解除日時　　令和8年(2026年)　8 月 10 日 午前10 時 3　発令区域及び発令基準 【発令基準について】 次の項目のいずれかに該当する場合に、警報を発令 ①日最高気温28℃以上が予想される場合 ②前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、湿度が85％以上の場合 ③前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、湿度が85％以上の場合 ④その他警報発令者が特に必要と認める場合		
参考			

発令区域	発令基準
宗谷北部	②
利尻・礼文	②

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配布 同時レク	（場所）

担当（連絡先）	宗谷総合振興局保健環境部　保健行政室(稚内保健所) 生活衛生課長　本多　倫尚 TEL　0162－33－3705(内線　3700) 担当者　食品保健係 TEL　0162－33－2545(内線　3715)

宗 保 生 第 385-7 号
令和8年(2026年)8月6日

関　係　各　位

北海道宗谷総合振興局保健環境部長
（北海道稚内保健所長）

食中毒警報の発令について

このことについて、次のとおり発令しましたのでお知らせします。

記

１　発令番号及び発令日時

第 7 号　令和 8 年（2026年） 8 月 6 日　10 時　00 分

２　発令解除日時

令和 8 年（2026年） 8 月 10 日　10 時　00 分（ 96 時間）

３　発令区域及び発令基準

発令区域	発令基準	摘要
宗谷北部	②	稚内市、猿払村、豊富町、幌延町
利尻・礼文	②	礼文町、利尻町、利尻富士町

稚内保健所管内について
・宗谷北部　：稚内市、猿払村、豊富町、幌延町
・宗谷南部　：浜頓別町、中頓別町、枝幸町
・利尻・礼文：礼文町、利尻町、利尻富士町

警報発令基準
① 最高気温２８℃以上が予想される場合
② 前２日間のそれぞれの日最低気温が２０℃以上で、かつ、湿度が８５％以上の場合
③ 前２日間のそれぞれの日平均気温が２３℃以上で、かつ、湿度が８５％以上の場合
④ その他警報発令者が特に必要と認める場合

保健行政室生活衛生課食品保健係
TEL:0162-33-2545
FAX:0162-32-2253